第2回浜中町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年8月31日(木) 午後1時00分
- 2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室
- 3 出席委員 13名
 - 1番 妹 尾 伸 二
 - 2番 嵯 峨 弘 巳
 - 3番 押 切 秀 志
 - 4番 新井功仁恵

 - 6番 阿 部 栄 子
 - 7番 篠 原 弘
 - 8番 齋藤晃佳
 - 9番 谷 口 正 明
 - 10番 宮 崎 義 幸
 - 11番 工 藤 均
 - 12番 百 々 栄 二
 - 13番 白 川 英 之
- 4 出席職員 3名
 - 事務局長 酒 井 美和子
 - 農政係長 村 田 直 樹
 - 農地係 前 田 一 成

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告に

ついて

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化

促進基本構想」の変更について

日程第12 次回総会日程について

事務局長

第2回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。よって、 浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

午前中の年金協議会の総会並びに委員職員親睦会の総会と何かとお忙しい中、本総会に出席くださいましてありがとうございます。

今年は例年にないくらいの暑さが続き、人間はもちろんですが牛も暑さと湿度の 高い状態により事故が増えていると聞いています。皆様方はいかがでしょうか。

さて、来月からは委員会も色々な行事がありますので参加の協力をお願いいたします。

本日は、報告1件、議案は5件提案させていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番妹尾委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

7月28日「浜中町農業技術委員連絡協議会令和5年度定例会」が浜中町農協で 開催され、前田主事が出席しております。

7月28日「地域計画策定に向けた先進的な地域とのWEB研究会」が開催され、 村田係長が受講しております。

8月4日「令和5年度釧路地方農業委員会連合会第1回臨時総会」が弟子屈町で開催され、会長と村田係長が出席しております。今回の会議は、釧路管内8市町村のうち6町村で委員の改選があり、釧路地方農委連においても会長、副会長が退任されたことにより臨時総会を開催し、新たに役員の選出が行われております。

会長には標茶町佐藤会長、副会長には本町の白川会長、監事には釧路町小柏会長と鶴居村明歩谷会長が選出されております。

8月8日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○地区と○○○地区で実

施し、妹尾委員、嵯峨委員、押切委員、小椋委員、篠原委員、百々委員、事務局2 名で現地調査を行っております。

対象地は、○○地区は○○○○氏所有地、○○○○地区は○○○○氏所有地で、 ○○氏は○○○○○○○に関する現況地目の確認、○○氏は現況地目の確認後、 地目変更登記を行い○○○○○に売買予定とのことです。詳細につきましては議案 第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

8月17日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○○地区で実施し、押切委員、谷口委員、百々委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地は、〇〇〇〇〇氏ほか14名の所有地で、現況地目の確認後、地目変更登記を行い〇〇〇〇に売買予定とのことです。詳細につきましては議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

8月18日「令和5年度ブロック別農業委員会職員研修会」が帯広市で開催され、 村田係長が出席しております。

8月18日「LOGOフォーム研修会」が役場本庁で開催され、前田主事が出席しております。

8月21日「農業委員会委員研修会」を茶内支所で開催しております。この研修会は、委員の改選期に全委員を対象に行っておりますが、研修の内容は農業委員会の仕組み、事務及び役割、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づく業務、農業者年金制度など多岐にわたっており、新人委員の方々には、慣れない仕事で大変ご苦労をおかけしました。また、現職の方々には、この研修で認識を新たにしていただけたことと存じます。本業が忙しい中での長時間にわたる研修、本当にお疲れさまでした。

8月22日「令和5年度根釧女性農業委員の会通常総会」が釧路町で開催され、 新井委員、阿部委員、私が出席しました。令和4年度の報告と令和5年度の計画及 び新役員の選出が行われ、会長には別海町畠山委員、副会長釧路市廣瀬委員、監事 弟子屈町平岡委員が選出されております。

8月24日「一般社団法人北海道農業会議臨時総会」が札幌市で開催され、白川 会長が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。 12番百々委員。

百々委員

LOGOフォーム研修会とは何でしょうか?

前田主事

職員が、申請やアンケートなどのフォームを作成集計し、管理できる自治体専用システムです。

議長

ほかに質問ありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条 第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農 地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならな い。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得9件でございますが、整理番号1の届出人は、〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで権利の取得、

整理番号2の届出人は、釧路市〇〇〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで権利の取得、

整理番号3の届出人は、恵茶人○○番地、○○○○氏で、○○○○○氏名義の農地について、平成○○年○月○○日付けで権利の取得、

整理番号4の届出人は、恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇〇氏 名義の農地について、平成〇年〇月〇日付けで権利の取得、

整理番号5の届出人は、西円朱別西○○線○○○番地、○○○○氏で、○○○○ ○○氏名義の農地について、昭和○○年○月○日付けで権利の取得、

整理番号6の届出人は、釧路市○○○丁目○○番○○号、○○○○氏で、○○○○○氏名義の農地について、平成○年○月○日付けで権利の取得、

整理番号7の届出人は、厚陽〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇氏名 義の農地について、昭和〇〇年〇月〇〇日付けで権利の取得、〇〇〇〇〇〇名義の 農地について、平成〇〇年〇月〇日付で権利の取得、〇〇〇〇〇〇名義の農地につ いて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で権利の取得、

整理番号8の届出人は、上川郡清水町○○○条○丁目○番地、○○○○○氏で、○○○○○氏名義の農地について、平成○○年○月○○日付けで権利の取得、

整理番号9の届出人は、姉別○丁目○○番地、○○○氏で、○○○○○氏名義の 農地について、昭和○○年○○月○日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地の詳細につきましては、議案書2ページから11ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

これから、報告第1号の質疑を行いますが、本案については、整理番号3で○○ ○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に 該当いたしますので、先に整理番号3の審議を行い、その後、整理番号1から2と 4から9の審議を行いたいと思いますので、○○○○委員につきましては、ここで 退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから報告第1号の質疑を行います。 整理番号3について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 整理番号3は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

(○○委員入室)

それでは次に、整理番号1の質疑を行います。 質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

1筆で、こんなに沢山の人数の共有は可能なのでしょうか? 持分は全員同じなのか。

事務局長

何人まで共有が可能とかは分かりませんが、実際にこのような共有名義がございますので可能なのではないかと思います。

議案には掲載しておりませんが、それぞれの持分は登記簿で確認できます。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声) 議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。 質疑ありませんか。 各 委 (質疑なしの声) 員 質疑なしと認めます。 議 長 次に、整理番号5の質疑を行います。 質疑ありませんか。 各 委 員 (質疑なしの声) 議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。 質疑ありませんか。 各 委 (質疑なしの声) 員 議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。 質疑ありませんか。 員 各 委 (質疑なしの声) 議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。 質疑ありませんか。 各 委 (質疑なしの声) 員 議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号9の質疑を行います。 質疑ありませんか。 委 (質疑なしの声) 各 員 議 長 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各

委

員

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 整理番号4は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 整理番号5は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。 整理番号6は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。 整理番号7は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。 整理番号8は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。

整理番号9は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由 を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、3件の現況証明願でございますが、浜農委〇一〇〇号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇番地〇、〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇番、〇筆、面積〇〇〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、妹尾委員、小椋委員、事務局2名により8月8日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

浜農委 5-1 3号の願い出人は、恵茶人〇〇一番、〇〇〇〇〇ほか〇〇名、願い出地は恵茶人〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇〇〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、押切委員、谷口委員、百々委員、事務局 2 名により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

浜農委5-14号の願い出人は、熊牛東〇線〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は熊牛東〇線〇番〇、〇筆、面積〇〇〇〇㎡で、施設が建設されている部分の現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 (説明あるも省略)

議 長| 事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。 調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行いますが、本案については、浜農委5-13で $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に浜農委5-13の審議を行い、その後、浜農委5-12と浜農委5-14の審議を行いたいと思いますので、 $\bigcirc\bigcirc$

(○○委員退席)

それでは、これから報告第1号の質疑を行います。 浜農委5-13について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委5-13を採決いたします。お諮りします。 浜農委5-13は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、浜農委5-13号は、原案の通り可決されました。

(○○委員入室)

それでは、次に浜農委5-12の質疑を行います。 浜農委5-12について、質疑ありませんか。 1番妹尾委員。

妹尾委員

農地法3条で使用貸借をしたという説明があったが、子との使用貸借ということ で間違いないですか。

前田主事

間違いありません。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、浜農委5-14の質疑を行います。 質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委5-12を採決いたします。お諮りします。 浜農委5-12は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委5-12は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委5-14を採決いたします。お諮りします。 浜農委5-14は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。 よって、浜農委5-14は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその 内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

整理番号 4 は、恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇〇ほか 1 4 名所有地、対象地は、恵茶人〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を厚岸郡〇〇〇〇〇

番地、○○○○○○○に売買による権利の移転、

整理番号5は、熊牛東〇線〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、熊牛東〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主 事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え いたします。

前田主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

整理番号1と5について、5番百々委員、お願いします。

百々委員

整理番号1については、○○○○○○は農地の維持管理の技術に優れております。 また、この土地を買うことにより周辺の農地への影響はありませんので許可する ことに問題ございません。

整理番号2については、○○氏から○○氏への経営地の継承ですが、○○氏は常に新しい技術の導入、省力化への取り組みをしておりますので許可することに問題ありません。

議長

ありがとうございました。

次に、整理番号2から4について、6番阿部委員、お願いします。

阿部委員

整理番号2から4の土地については、株主が昆布漁に馬を使っていたため放牧しておりましたが、機械化が進み馬が不要となり、高齢化が進み一部の株主のみが使用している状態であります。高齢化が進み活用できることが無いかと考えていたところ、〇〇〇〇〇〇から経営規模の拡大をしたいとのことでした。

許可することに問題ありません。

議 長

ありがとうございました。

これから、議案第2号の質疑を行いますが、本案については、整理番号1で、○○○委員、○○○○委員が、整理番号2と4で○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1の審議を行い、次に整理番号2と4の審議を行い、その後、整理番号1と3と5の審議を行いたいと思いますので、○○○○○委員、○○○○○委員につきましては、ここで退席願います。

(○○委員、○○委員退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(○○委員、○○○委員入室)

次に、整理番号2と4の審議を行いますので、○○○○委員につきましてはここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから整理番号2と4の質疑を行います。 整理番号2について、質疑ありませんか。 2番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員 | 議事参与に該当する方が補足説明をして良いのか。

事務局長 整理番号2から4についての地域は○○委員しか現状を把握できておらず、他の 委員が説明できない場所であることと、議事参与は審議に関する部分ということで 補足説明に関しては問題ないと考え、今回は○○委員にお願いしました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(○○委員入室)

それでは次に、整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案の通り可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告

についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、 提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法 人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する 事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公 共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は2件の報告でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから議案第3号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を 御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

整理番号2は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇氏所有地、浜中基線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、

整理番号3は、札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇八百地、浜中東〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇番地、〇〇〇〇に売買による権利の移転をするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申 し添えいたします。 前 田 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和5年8月10日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想」の変更についてという標題で町長より意見照会があったものですが、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定では、「市町村が法第6条第1項の規定により基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない。」とされており、同施行規則第7条において、基本構想の変更についても準用すると規定されております。

都道府県が定める農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定により、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとされており、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日付で施行されたことから、北海道は、北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針を本年4月3日に一部改訂を行いました。

市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想は、同法第6条第3項の規定により、基本方針に即するものとされていることから、本町の基本構想についても、あわせて見直しをしようとするものでございます。

基本構想の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、概要につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した 回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第18 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会について、9月28日、木曜日、午前10時からを提案します。

議 長

事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、9月28日、木曜日、 午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、9月28日、木曜日、午前1 0時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。 これで、第2回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。 上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会 1番 妹 尾 伸 二

浜中町農業委員会 2番 嵯 峨 弘 巳